

第8回教育委員会

令和3年5月25日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第50号

生野区の就学制度の改善の方針について

生野区の就学制度の改善の方針について

1 規則第15条第1項第5号の適用について

(1) 趣旨

生野区では、平成27年4月から区東部地域の中学校で学校選択制を導入し、平成31年4月からは東部地域の小学校に学校選択制を導入してきた。区西部地域については学校再編を最優先課題と捉え、学校選択制の取り組みは学校再編の進捗を踏まえつつ取り組むとしていたが、令和4年4月に、義務教育学校の生野未来学園（林寺小、生野小、舍利寺小（一部）、西生野小、生野中を再編）、小中一貫校の大池小学校（大池小、舍利寺小（一部）を再編）、田島南小学校（田島小、生野南小を再編）の開校が決まり、一定の進捗が見られたことから、令和4年4月より学校選択制を拡大し、区内全域の自由選択制とすることとし、令和3年3月23日の教育委員会会議で議決いただいたところである。

一方で区西部地域の学校再編では、義務教育学校、2校の小中一貫校を新たに開校するが、舍利寺小学校区については、従来から進学する中学校が大池中、生野中に分割される校区となっているため、再編に伴い大池小と生野未来学園に分かれることとなる。これについては、これまでの保護者説明会等の場においても、児童のこれまでの友人関係を踏まえた不安、懸念とともに、「再編後の学校を選択することはできないか」という意見が多数寄せられてきた。また、舍利寺小学校区の東部は、通学の遠距離化が指摘されている生野未来学園校区のなかでも最も学校から距離のある場所となっており、より近隣の田島南小学校に児童を通わせたいという保護者の意見も寄せられてきた。

上記の観点から、舍利寺小学校児童の友人関係、通学の安全を考慮することを基本とするが、義務教育学校、2校の小中一貫校は、他校にない魅力ある教育環境が整備された学校として開校するため、舍利寺小学校在籍児童のみ実質的にこの3校を自由に希望できるという状況は、校区特有の実情（校区が分かれる）を考慮しつつも、区内他校の在籍児童との間で不公平感が生じてしまう。区内児童生徒に対する公平性確保の観点から、令和4年4月に新たに開校する大池小学校、田島南小学校については、区内の小学校に在籍する全ての児童に対し、生野未来学園については、区内の小中学校に在籍する全ての児童生徒に対し、より良い教育環境を選択する機会を等しく提供するため、令和4年の開校時に限り、当該指定校変更を導入することとする。

(2) 実施時期

令和4年4月のみ

(3) 実施内容

ア 小学校

- ・対象者：区内全小学校在籍児童（新2年生～新6年生）
- ・変更対象校：大池小学校、生野未来学園、田島南小学校

イ 中学校

- ・対象者：区内全中学校在籍生徒（新2年生～新3年生）
- ・変更対象校：生野未来学園

(4) 抽選時における優先条件の設定について

抽選時における優先条件は、以下のとおり設定する。

ア 小学生

A 統廃合による校区の分割

統廃合により、既存の学校の校区が複数校の校区に分かれる際に、在籍校の校区から分かれた校区の学校への変更を希望する場合（舍利寺小学校から大池小学校・生野未来学園）

B きょうだい関係

変更先の通学区域外の学校に兄や姉が在学する場合

C 自宅からの距離

住所からの通学距離が、通学区域校よりも変更先の学校の方が短い場合

※ 優先条件の順位

- ①Aを満たす者
- ②B・C両方満たす者
- ③B・Cのいずれか片方満たす者

イ 中学生

A きょうだい関係

2 規則第15条第1項第4号の適用について

(1) 趣旨

令和4年4月から区全域で学校選択制が導入されることに伴い、新入学者は学校選択制により就学校を希望できるようになるが、学校選択制導入前に通学区域校に就学した兄姉とは異なる学校に就学することとなれば保護者の負担が生じること、また、その負担により結果として学校選択制の利用が困難になることが想定されるといった観点から当該指定校変更基準を導入することとする。

(2) 実施時期

令和4年4月から

生野区の就学制度の改善の方針について

1 学校選択制

(1) 基本的な制度

ア 実施内容

- ・区内全ての小学校、中学校、義務教育学校で学校選択制（自由選択制）を導入する。

イ 導入時期

- ・区東側エリア中学校：平成 27 年 4 月から導入。
- ・区東側エリア小学校：平成 31 年 4 月から導入。
- ・区西側エリア：令和 4 年 4 月から導入。

ウ 導入理由

- ・生野区では、平成 24 年 10 月に大阪市教育委員会で取りまとめられた「就学制度の改善について」に基づき、平成 26 年 4 月に「生野区小・中学校教育環境再編方針 就学制度の改善について」を取りまとめ、平成 27 年 4 月より区東側エリア中学校に学校選択制の導入及び区全域の小学校・中学校に「区が設定可能な指定校変更の要件」の設定を行った。その後、平成 31 年 4 月より区東側エリアの小学校にも学校選択制の導入を行った。
- ・学校選択制が未導入の区西側エリアについては、中学校及び小学校の学校再編を最優先課題と捉え、早急に課題解決に取り組むとし、学校選択制の拡充は学校再編の進捗を踏まえつつ、平成 31 年度以降に取り組むとしていたが、生野区西部地域の学校再編の取組について、この間、一定の進捗がみられたところである。そこで、「教育活動など学校の特色で入学する学校を希望できる機会を提供し、学校環境を活性化し教育力の向上を図る」ため、区西側エリアにも学校選択制を導入する。

＜自由選択制を導入する理由＞

- ・区西側エリアで新たに開校する小中一貫校、義務教育学校も含め、子どもや保護者の学校選択の機会を等しく提供するため、区内全域の小学校・中学校・義務教育学校を選択制の対象とした自由選択制とする。

エ 選択制の基本内容

- ・基本内容は「就学制度の改善について」（平成 24 年大阪市教育委員会）に基づき実施する。

(7) 選択の機会

- ・選択の機会は小学校、義務教育学校及び中学校入学時及び義務教育学校（後期課程）への進級時とする。

(イ) 対象者

- ・区内に居住する者とする。

(ウ) 選択できる範囲

- ・区内全ての小学校、中学校、義務教育学校とする。

(エ) 各学校の受入れ

- ・実際の受け入れ人数の算定にあたっては、学校と区、教育委員会事務局と十分に協議して決定する。

(オ) 学校選択の希望調査

- ・希望順位を付けて、第2希望まで希望できるようにする。

(カ) 抽選

- ・選択希望者が多く、各学校の受け入れ可能人数を超える場合は、第2希望までの公開抽選を行い入学者を決定する。

(キ) 選択における優先

- ・小学校及び義務教育学校（前期課程）については、受け入れ可能人数を超えた希望があり抽選となった場合、まず「きょうだい関係」「自宅からの距離」の両方の条件を満たすものの就学を優先し、次に「きょうだい関係」「自宅からの距離」のいずれかの条件を満たすものの就学を優先させることとする。
- ・中学校及び義務教育学校（後期課程）については、受け入れ可能人数を超えた希望があり抽選となった場合、まず「きょうだい関係」、その次に「進学先中学校」の順に条件を満たすものの就学を優先することとする。

A きょうだい関係

- ・選択した通学区域外の学校に兄や姉が在学する弟や妹については、抽選において優先扱いとする。

B 自宅からの距離

- ・通学区域校よりも、住所からの通学距離が短い場合は、抽選において優先扱いとする。

C 進学先中学校

- ・小学校への入学時に進学中学校の異なる通学区域外の小学校を選択した場合、中学校進学時には、就学した小学校の進学中学校を希望する場合は優先扱いとする。

(ク) 通学

- ・小学校、中学校、義務教育学校の通学は原則徒歩であり自転車の利用は禁止とする。
- ・上記に加え、通学距離等、通学の負担や安全を考慮し保護者の責任において学校選択の希

望申請を行うよう周知徹底に努める。

(ケ) 制度の公正・公平な運用

- ・制度の公正・公平な運用を確保するため、引き続き適正就学の取組を行っていく。
- ・様々な人権課題について正しい理解と認識をもって行動していただけるよう、引き続き啓発等に取り組んでいく。

(コ) 学校選択のための情報提供

子どもや保護者に制度の内容や手続きについて丁寧な周知を図り、制度内容を理解してもらえるよう次の取組を行う。

- A 学校選択制の制度内容や手続き、各小学校の教育目標、教育方針、教育活動の内容等を紹介した「学校案内」の冊子を作成し、翌年度の入学予定者全員に配布する。
- B 選択制実施校は、学校公開や学校説明会を開催する。学校公開については、希望調査期間を中心に少なくとも2回以上、うち1日は土曜授業等を活用して土曜日もしくは日曜日に実施することを基本とする。
- C 区において、制度内容等についての説明会を開催するとともに、区ホームページや区広報紙を通して積極的に情報提供を行う。

(2) 学校選択制のメリット

選択制の導入により期待される具体的なメリットは次のとおりである。

- ア 子どもと保護者が就学に関して意見を表明することを保障し、子どもの個性に応じた学校教育を選ぶことができることは子どもや保護者にとって大きなメリットである。
- イ 子どもや保護者が自ら学校を選ぶことにより、学校の教育活動等、学校教育に関心を持ち、より積極的に関わろうとすることが期待できる。入学した学校に対して、積極的にその学校の教育活動に参加し、協力することが期待されているということをすべての保護者に周知する。
- ウ 学校長による、個性的な、特色のある学校づくりがさらに進められることが期待される。特色のある学校づくりを進めるために、教育委員会、区役所、保護者、地域の方々が学校を支援し、子どもたちやその保護者が学校を選択しやすい環境を整えていくことをめざす。
- エ 学校が保護者や地域に積極的に情報発信することにより、開かれた学校づくりがさらに進むことが期待される。区役所は学校による情報発信の支援を行う。

(3) 学校選択制の課題と対応

- ・学校選択制の導入に際して、学校と地域との関係について、どのように整合性をとるのか、また従来の通学区域を越えたところで学校と地域の連携をどのような形で進めて行くのかについて、区において導入の影響の検証などを行う。

- ・多くの保護者から選択されないなど、課題が顕在化した学校については、問題の分析と施策による対応が必要であり、選択されなかった学校に何らかの教育的な課題があるのであれば、先ず学校長が課題解決に取り組むことが前提だが、学校だけでは課題の克服が難しい場合、その課題を克服できるよう、教育委員会及び区役所等が連携し必要な支援を行う。

2 区が設定する指定校変更の基準について

- ・基本内容は「就学制度の改善について」（平成 24 年大阪市教育委員会）に基づき実施する。

(1) 小学校

ア 実施内容

- ・小学校については、「通学の距離の短さ」を導入。

イ 導入時期

- ・平成 27 年 4 月から導入。
- ・令和 4 年度からの区全域の小学校での学校選択制の導入に伴い、令和 4 年 4 月以降は実施しない。

ウ 条件

- ・現在の校区や地域的なつながりに配慮し、自宅玄関から通学区域校の正門まで直線距離で 400m 以上あり、なおかつ通学区域校よりも近い学校がある場合に限って指定校変更を認めることとする。（ただし、区内に限る）
- ・条件を満たす小学校が複数ある場合にどの学校への入学を申し立てるかについて、通学の安全性などを考慮して保護者が適切に判断することとする。
- ・400m 算定の考え方は、低学年児童の歩行速度を大人の標準歩行速度 80m（毎分）の 3 分の 2 程度と想定し、通学に概ね 10 分以上を要する区域を、実際の歩行ルートなどを勘案して直線距離で概ね 400m と規定。標準歩行速度は「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」から引用。
- ・平成 31 年度からの区東側エリアの小学校での学校選択制の導入に伴い、区東側エリアに居住する方が区東側エリアの小学校を希望する場合は適用対象外とする。

エ 導入理由、保護者等の意見

- ・生野区は戦後から高度経済成長期にかけて爆発的に人口が膨れ上がり、急速に学校が分離、新設されてきたが、戦前からの町並みが多く残され古くから市街地として活用されてきた区西側エリアでは、特に学校の用地確保が難しく、校区の端に学校を作らざるをえなかったり、広い運動場が作れなかったり、必ずしも住民ニーズに沿った配置とはならなかった状況も見受けられる。
- ・このような状況について保護者等からは「自宅の目の前にある学校に通えない」、「他の校区を横切って通学している」、「今里筋など大きな道路を渡らないと学校に通えない」、「中

学校が、進学してくる小学校の校区外にある」などの課題の解消を求める声が挙げられている。

- ・こうした生野区の実情に鑑み、特に小学生の安全確保の観点から、小学校については「通学の距離の短さ」の指定校変更基準を導入することとする。

(2) 中学校

ア 実施内容

- ・中学校については、「部活動」を導入。

イ 導入時期

- ・平成 27 年 4 月から導入。
- ・令和 4 年度からの区全域の中学校での学校選択制の導入に伴い、令和 4 年 4 月以降は実施しない。

ウ 条件

- ・就学すべき学校に希望する部活動がない場合。
- ・区内のどの中学校でも希望可能。

エ 導入理由、保護者等の意見

- ・保護者等からは、部活動によって学校を希望することに対するご要望を多数いただいている。
- ・生野区においては、学校規模等により活動している部の種類や数が大きく異なり、部活動に参加する機会の確保について配慮が必要であると考えられる。
- ・部活動は学校の課外活動であるが、青少年の健全育成の観点からその果たす役割には大きな期待が寄せられており、生徒や保護者の強い需要に応えていくためにも、中学校について部活動による指定校変更基準を導入する。

(3) 小学校・中学校

ア 「きょうだい（弟妹）」を導入

(7) 導入時期

- ・令和 4 年 4 月から導入。

(4) 条件

- ・学校選択制により通学区域外の学校を就学校として指定されている弟又は妹がいる児童生徒について、弟又は妹が当該学校に就学する最初の日より、当該学校に就学を希望する場合、指定校変更を認めることとする。

(7) 導入理由、保護者等の意見

- ・保護者等からは、学校選択制導入以前に通学区域校に就学した兄弟がいるため、学校選択制が導入されても弟妹が就学する際に学校選択ができなかったといったご意見をいただ

いている。

- ・令和4年4月から区全域で学校選択制が導入されることに伴い、新入学者は学校選択制により就学校を希望できるようになるが、学校選択制導入前に通学区域校に就学した兄弟とは異なる学校に就学することとなれば保護者の負担が生じること、また、その負担により結果として学校選択制の利用が困難になることが想定されるといった観点から当該指定校変更基準を導入することとする。

イ 「学校の設置又は廃止により通学区域又はその他の変更が生じることに伴い、指定校変更が必要と認められる場合」を導入

(7) 導入時期

- ・令和4年4月から導入

(イ) 条件

- ・統廃合に伴い新たに開校する学校を変更希望先として、開校年度の4月に限り、区内全小学校在籍児童(新2年生～新6年生)、区内全中学校在籍生徒(新2年生～新3年生)を対象に指定校変更を認めることとする。
- ・当該指定校変更の抽選時における優先条件については以下のとおりとする。

(小学校)

A 統廃合による校区の分割

統廃合により、既存の学校の校区が複数校の校区に分かれる際に、在籍校の校区から分かれた校区の学校への変更を希望する場合

B きょうだい関係

変更先の通学区域外の学校に兄や姉が在学する場合

C 自宅からの距離

住所からの通学距離が、通学区域校よりも変更先の学校の方が短い場合

※ 優先条件の順位

- ① Aを満たす者
- ② B・C両方を満たす者
- ③ B・Cのいずれか片方を満たす者

(中学生)

A きょうだい関係

(ウ) 導入理由、保護者等の意見

- ・生野区西部地域の学校再編では、義務教育学校、2校の小中一貫校を新たに開校するが、舍利寺小学校区については、従来から進学する中学校が大池中、生野中に分割される校区となっているため、再編に伴い大池小と生野未来学園に分かれることとなる。これについては、これまでの保護者説明会等の場においても、児童のこれまでの友人関係を踏まえた不安、懸念とともに、「再編後の学校を選択することはできないか」と

いう意見が多数寄せられてきた。また、舍利寺小学校区の東部は、通学の遠距離化が指摘されている生野未来学園校区のなかでも最も学校から距離のある場所となっており、より近隣の田島南小学校に児童を通わせたいという保護者の意見も寄せられてきた。

- ・これらの観点から、舍利寺小学校児童の友人関係、通学の安全を考慮することを基本とし、義務教育学校、2校の小中一貫校は他校にない魅力ある教育環境が整備された学校として開校するため、区内児童生徒に対する公平性確保の観点から、令和4年4月に新たに開校する大池小学校、田島南小学校については、区内の小学校に在籍する全ての児童に対し、生野未来学園については、区内の小学校・中学校に在籍する全ての児童生徒に対し、より良い教育環境を選択する機会を等しく提供するため、令和4年の開校時に限り、当該指定校変更基準を導入することとする。

(4) 区が設定する指定外就学の基準の課題と対応の考え方

- ・すべての保護者に制度の内容、手続きについて、改めて十分な周知を行う。特に風評や偏見等で特定の学校を避けるための手段として、指定外就学の申請がなされないよう保護者への周知や啓発に努める。
- ・通学区域外から通学する児童生徒の安全確保について、保護者責任を原則とすることとしているが、学校や地域、区役所等が連携し安全確保について対応を検討していく。
- ・学校と地域との関係の整合性について、従来の通学区域を越えたところで、学校と地域の連携をどのような形で進めていくのかについて、区において検討していく。